

令和 8 年

上尾市教育委員会 4 月定例会 請願

請 願 名

請願第 1 号 教育委員会の会議を非公開とする際の慎重な判断および採決の可視化に関する請願 ----- 1

第1号様式（第2条関係）

請願書



2026（令和8）年4月1日

上尾市教育委員会 様

請願者（代表者） _____
 住所（所在地） _____
 氏名（名称） _____
 電話番号 _____

1 教育委員会の会議を非公開とする際の慎重な判断および採決の可視化に関する請願

2 請願の趣旨

(1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」で「教育委員会の会議は公開する」と定められていることから、教育委員会の会議（定例会等）における一部議案の審議を非公開とする際には、抑制的かつ慎重な判断が求められます。

このことについては、2020（令和2）年4月の定例会の「報告事項」として「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」と報告されています。

しかしながら、昨今「市議会に提出する案件である」ということで、言わば機械的に会議が非公開とされるケースが散見されます。そこで、「この案件は非公開の審議とすべきか」について、根拠を明示のうえで慎重な判断を求めるものです。

(2) 教育委員会の会議を非公開とすることの賛否を問う際は、地教行法第14条第7項により、出席委員の3分の2以上の賛成を必要としますが、そのことを可視化するために、挙手による採決を求めます。

3 請願の理由

以下の【理由】および【資料】により上記（1）・（2）について請願します。

(1) 教育委員会の会議を非公開とする際に慎重な判断を求めることについて

文末の【資料1】は、令和2年教育委員会4月定例会「報告事項2」およびその説明が記載されている『会議録』からの引用です。

ここで注目すべきは、請願の趣旨でも述べたとおり、「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものでない」という基準です。

また、『会議録』に記載されている教育総務課長の発言の最後に、「教育委員会といたしましては、会議の公開、非公開の判断に当たっては、地教行法の規定に基づき、原則公開といたしますが、事案ごとに市の情報公開条例の考え方が一つのメルクマール（指標）に判断してまいります」と説明されています。

つまり、事案ごとに「なぜ非公開とするのか」を市の情報公開条例に照らして説明する必要があります。

上尾市情報公開条例における「非公開情報」については【資料2】のとおりです。条例には(1)から(7)まで示されており、会議を非公開とする際には「上尾市情報公開条例第7条のどの項目によるものなのか」を明示するのは発議者の責務です。

一方で、【資料1】の【教育委員会の会議の公開・非公開の基準について】は、内容の重要性から考えて、教育長や教育委員の入れ替わりの際には共有されて然るべきであると請願提出者は考えています。

【資料3】は、上述の報告がされた際の教育長・教育委員の方々の氏名です。ご覧のとおり、現在まで教育委員として就任されているのは小池委員のみとなっています。

そこで請願提出者は、「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」について、2020(R2)年4月定例会以降入れ替わった教育長や教育委員に伝えられていることが判別できる文書・資料等》の情報の開示を求めましたが、【資料4】のとおり、文書不存在による非公開処分でした。

つまり、2020(令和2)年の「報告」にある「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」との内容が伝えられていることが判別できる文書は無いということになります。

したがって、本請願提出を契機として「この案件は非公開にすべきなのか」について根拠を明示のうえで慎重な判断をしていただくよう求めるものです。

次に、請願の趣旨の中の「言わば機械的に会議が非公開とされるケースが散見されま

す」の具体例について述べます。
(例1) 2026(令和8)年1月定例会で非公開審議とされた「議案第1号」について
(【資料5】～【資料7】参照)

定例会は非公開の審議となりましたが、1月定例会同日に開催された「令和7年度第2回総合教育会議」は公開の会議でした。その席上、学校教育部長が教育委員会1月定例会で非公開審議とされた「議案第1号」の内容を公開しています。

また、非公開審議とされた議案第1号の文言も、上尾市情報公開条例第7条各号に記載されている種々の「おそれ」に該当するものは無いと考えられることから、この議案にかかる審議を非公開にする必要は無かったと言えます。

(例2) 2026(令和8)年第1回臨時会で非公開審議とされた「議案第9号」について
この議案は、すでに「上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例」が施行されていることや、条例の中身としては平方北小を大石南中に読み替えていることを考えれば、非公開の会議にする必要はありませんでした。名称以外の変更は協議会委員の人数15人を22人にしている点ですが、中学校の特性から変更したものであり、上尾市情報公開条例第7条各号に記載されている種々の「おそれ」に該当するものは無いと考えられます。

(2) 非公開決定について可視化するために、挙手による採決を求めることについて
令和6年上尾市教育委員会5月定例会『会議録』には、次のように記載されています。

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございますが、審議を始める前にお諮りいたします。本日予定しております議案は9件でございます。「議案第39号 令和6年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」につきましては、市議会に提出することとなる案件で最終的な意思決定前の情報であるため、非公開の会議として審議を公開しないこととしたいと存じます。

また、「議案第32号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」につきましては、同様に最終的な意思決定前の情報ではありますが、すでに改正内容の予定が公にされており、この議案につきましては、市民に不正確な理解や誤解を与えるといった恐れがないことから、会議を公開することとしたいと存じます。これらにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

この会議では、会議を非公開とする理由が述べられているものの、その根拠となる法令および条項については示されていません。

一方で、「～委員全員から「異議なし」の声～」との記載があります。

しかしながら、請願提出者はほぼ毎回教育委員会定例会を傍聴していますが、教育委員の方々が全員「異議なし」の声を挙げている事実は確認できていません。

そこで情報公開請求を通じて事実関係を確認した後、「市長への政策提言」によりこの状況の改善を要望したところ、会議録は次のように改善されました。

(令和7年教育委員会6月定例会『会議録』より)

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 報告事項」でございますが、説明を始める前にお諮りいたします。本日は10件の報告事項がございます。報告事項9及び報告事項10の「いじめ重大事態調査報告書について」は、被害児童生徒及び加害児童生徒等の状況に関する報告を行う予定であるため、当該児童生徒等の個人情報を保護すべき案件でございますので、会議を公開しないこととし、報告を行いたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

このとおり、令和6年度は「～委員全員から「異議なし」の声～」との記載であったものが、令和7年度からは「～委員全員から異議がない旨を確認～」となりました。

【資料8】は、上述の令和2年教育委員会4月定例会「報告事項2」の後半部分ですが、文献(地教行法の逐条解説)において、識者は「議決についても、三分の二以上として一般の案件よりも要件を加重しており、非公開をより限定的なものとしている」と述べています。

以上のことから、教育委員会の会議を非公開とすることの賛否を問う際は、出席委員の三分の二以上の賛成の有無について可視化するために、「挙手による採決」を求めるものです。

【教育委員会の会議の公開・非公開の基準について】

教育委員会の会議を非公開にする場合は、人事案件のほか、情報公開の観点から、個人情報保護あるいは率直な意見交換や意思決定の中立性等から公開することが適当でないと思われるような場合、あるいは、法律の定めにより公開できない場合に限られます。

従って、人事案件のほかは、情報公開の観点から個々の案件について、個人情報の保護あるいは、率直な意見交換や意思決定の中立性の確保に支障があるかどうか、又は法律の定めにより公開できないかを検討したうえで判断することとなります。たとえば、市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものでないということにご留意ください。

○報告事項2 教育委員会の会議の公開・非公開の基準について

（池田直隆 教育総務課長）報告事項3ページをお願いいたします。「報告事項2 教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」でございます。先般、4月9日付けの事務連絡文書をもちまして、教育委員会各所属長宛に、「教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」を通知いたしましたことから、ご報告申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、基本的な、原則的な考え方について、改めて確認をさせていただきたいと存じます。4ページ中頃の「参考」に記した条文をご覧ください。教育委員会会議の公開・非公開については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」いわゆる「地教行法」の規定に基づき判断をしているものでございます。同法第14条第7項の条文を分解いたしますと、句点を前後に本文とただし書の2つの文で構成されております。本文の「教育委員会の会議は、公開する。」が原則であり、ただし書以下が例外となります。ただし書以下の非公開となる対象としては「人事に関する事件その他の事件」を対象として、3分の2以上で議決があったときは非公開というただし書の構成となります。この対象となる「人事に関する事件その他の事件」がどのようなケースを指すかについては、細かい説明になってしまいますが、まず、法令用語の説明をさせていただきたく、追加配布の資料をお願いいたします。今回、「その他の」という用語が使われておりますが、「Aその他のB」という使い方においては、資料記載のとおり、Aが「その他の」の後にあるより意味内容の広いBの例示としてその中に含まれる場合に用いるものでございます。例えば、「野球場、陸上競技場その他の運動施設」という場合には、「野球場」「陸上競技場」は「運動施設」の例示であり、「運動施設」に含まれる概念という使い方になります。つまり、今回の件に当てはめれば「人事に関する事件」を例示として掲げて、同じような事件の場合に非公開の対象となるということを法律で規定しているものでございます。しかしながら、その判断基準としては法律や規則では明文化されてはならず、法令の解釈に委ねられている部分であり、各教育委員会が判断する必要があります。上尾市教育委員会としての判断基準は、市の情報公開条例の考え方が一つのメルクマールとなり、市の会議公開の基準などを参考としながら、事案ごとに判断するものと考えており、改めて各所属にこの旨を周知したところでございます。今ご説明したことを報告事項の4ページ上段の説明に記載して通知してございますが、今一度確認いたしますと、「会議を非公開にする場合は、人事案件のほか、情報公開の観点から、個人情報の保護あるいは率直な意見交換や意思決定の中立性等から公開することが適当でないと思われるような場合、あるいは、法律の定めにより公開できない場合に限る。」といたしております。今回改めて通知いたしましたが、教育委員会といたしましては、会議の公開、非公開の判断に当たっては、地教行法の規定に基づき、原則公開といたしますが、事案ごとに市の情報公開条例の考え方が一つのメルクマールに判断してまいります。説明は以上でございます。

【資料 2】上尾市情報公開条例第 7 条(1)～(7)

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を含む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記録され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第91号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を含む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を行うことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 市と国等(国の機関、他の地方公共団体、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【資料 3】2020(令和2)年4月教育委員会定例会『結果概要』より

令和2年上尾市教育委員会4月定例会 会議録

1 日 時 令和2年4月22日(水曜日)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時32分

2 場 所 上尾市役所 7階大会議室

3 出席委員 教育長 池野和己

教育長職務代理者 細野宏道

委員 中野住衣

委員 大塚崇行

委員 内田みどり

委員 小池智司

【資料4】令和8年3月2日付け上教総第1272号文書

第4号様式(第1条関係)

公文書非公開決定通知書

上教総第1272号
令和8年3月2日

様

上尾市教育委員会

令和8年2月16日付けで請求のあった公文書の公開については、上尾市情報公開条例第11条第3項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	(請求人による通し番号2602-4) (10)【資料5】「教育委員会の会議の公開・非公開の基準について」が変更されていない場合、「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」という文言が現在も生きていることとなります。一方、教育委員会定例会でこの文言が報告されて以降、教育長および教育委員の入れ替わりがあり、現在も継続している教育委員は小池委員のみとなっています。 そこで、「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」について、2020(R2)年4月定例会以降入れ替わった教育長や教育委員に伝えられていることが判別できる文書・資料等。 <p style="text-align: right;">(受付番号第7-0818)</p>
公開できない理由	上記に該当する公文書は存在していない。よって非公開とする。
公文書を公開できる時期	
担当課	教育総務部 教育総務課 電話番号 048-775-9469 内線711
備考	

～ 参 考 ～

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

（会議）

第十四条 ～6(略)

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

～木田 宏 著『【逐条解説】地方教育行政の組織運営に関する法律』からの引用～

「会議は公開すること、ただし、人事案件等について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上で決したときは非公開とすることができることとされている。非公開とすることができる案件について特に制限はないが、例示として人事案件が掲げられており、情報公開の観点からは、例示に準じて、個人情報の保護あるいは率直な意見交換や意思決定の中立性等から公開することが適当でないと認められるような場合にできる限り限定すべきであろう。また、議決についても、三分の二以上として一般の案件より要件を加重しており、非公開とする場合をより限定的なものとしている。」